



熊本県公報

第13183号
令和4年(2022年)
11月25日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除…………… (//) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除…………… (//) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (//) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 3
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (//) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 7
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 8
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 8
- 道路の区域変更…………… (//) 8
- 道路の区域変更…………… (//) 9
- 道路の供用開始…………… (//) 9
- 道路の供用開始…………… (//) 9
- 道路の供用開始…………… (//) 10
- 道路の区域変更…………… (//) 10
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 10
- 種畜証明書の書換交付に伴う公示…………… (畜産課) 11
- 定期種畜検査報告…………… (//) 11
- 公 告**
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 12
- 公共測量の実施…………… (監理課) 13
- 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の指定管理者の募集…………… (観光交流政策課) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 15

告 示

熊本県告示第826号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
瓜山2	御船町滝川、御船町御船、甲佐町白幡	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
牛ヶ瀬	御船町滝川	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
南木倉2	御船町木倉	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
南木倉3	御船町木倉	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

南木倉4	御船町辺田見	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
南木倉5	御船町木倉	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
下梅木4	御船町滝尾	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
玉虫5	御船町滝尾	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
玉虫6	御船町滝尾	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
横野10	御船町滝尾	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

(別図1から別図10までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第827号

平成27年(2015年)9月18日熊本県告示第820号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
向山-2	御船町七滝	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第828号

平成28年(2016年)2月26日熊本県告示第173号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中畑-3	御船町田代	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第829号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中畑-3	御船町田代	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
向山-2	御船町七滝	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第830号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
才木川3	芦北町天月	別図1のとおり	土石流
前田川2	芦北町天月	別図2のとおり	土石流
祝坂川3	芦北町市野瀬	別図3のとおり	土石流
鎌瀬C	芦北町告	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第831号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上白木川2	芦北町白木	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
赤尼田川2	芦北町白木	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
村前川4	芦北町塩浸	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
赤尼田川3	芦北町白木	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり

才木川2	芦北町天月	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
前田川3	芦北町天月	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
前田川4	芦北町天月	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
市野瀬川2	芦北町市野瀬	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
丸尾川3	芦北町天月	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
向原川3	芦北町大野	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
祝坂川2	芦北町市野瀬	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
園平川2	芦北町告	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
泥泪川2	芦北町國見	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
泥泪川3	芦北町國見	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
比代操川2	芦北町國見	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
葛俣沢川2	芦北町國見	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
葛俣沢川3	芦北町國見	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
葛俣沢川4	芦北町國見	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
佐敷川2	芦北町國見	別図19のとおり	土石流	別図19のとおり
尼田窪川2	芦北町國見	別図20のとおり	土石流	別図20のとおり
尼田窪川3	芦北町國見	別図21のとおり	土石流	別図21のとおり
尼田窪川4	芦北町國見	別図22のとおり	土石流	別図22のとおり
尼田窪川5	芦北町國見	別図23のとおり	土石流	別図23のとおり
市野瀬川3	芦北町市野瀬	別図24のとおり	土石流	別図24のとおり
上白木E	芦北町白木	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
才木2	芦北町天月	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
才木3	芦北町天月	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
村木2	芦北町白木	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

塩浸E	芦北町塩浸	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
姫上田2	芦北町市野瀬	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
向原	芦北町大野	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
花廻り2	芦北町市野瀬	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
松生E	芦北町大野	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
松生F	芦北町大野	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
葛俣G	芦北町國見	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

(別図1から別図35までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第832号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
招川内川10	水俣市湯出	別図1のとおり	土石流
頭石川9	水俣市湯出	別図2のとおり	土石流
頭石川10	水俣市湯出	別図3のとおり	土石流
申田2	水俣市湯出	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第833号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
招川内川8	水俣市湯出	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり

湯/下川1	水俣市湯出	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
芦刈川2	水俣市薄原、水俣市湯出	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
芦刈川3	水俣市薄原、水俣市湯出	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
芦刈川4	水俣市薄原、水俣市湯出	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
村向川1	水俣市葛渡	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
村向川2	水俣市葛渡	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
村向川3	水俣市葛渡	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
村向川4	水俣市葛渡	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
寺下川5	水俣市葛渡	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
三本松川	水俣市湯出	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
招川内川9	水俣市湯出	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
招川内川11	水俣市湯出	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
招川内川12	水俣市湯出	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
招川内川13	水俣市湯出	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
頭石川6	水俣市湯出	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
頭石川7	水俣市湯出	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
頭石川8	水俣市湯出	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
五女木川	水俣市湯出	別図19のとおり	土石流	別図19のとおり
新屋敷2	水俣市深川	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
丸尾1	水俣市薄原	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
上原1	水俣市薄原	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上原2	水俣市薄原	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
馬路1	水俣市薄原	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
藤城	水俣市薄原	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
木折2	水俣市湯出	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

石畳1	水俣市湯出	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
石畳2	水俣市湯出	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
建壁	水俣市湯出	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
蔵座2	水俣市葛渡	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
前田2	水俣市葛渡	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
堂ノ下	水俣市薄原	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
上原3	水俣市薄原	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
丸尾2	水俣市薄原	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
丸尾3	水俣市薄原	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
大丸2	水俣市葛渡	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
馬路2	水俣市薄原	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり

(別図1から別図37までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第834号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
矢形川	御船町木倉	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
木倉	御船町木倉	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
河内川2	御船町河内	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
豊秋1	御船町豊秋	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
豊秋2	御船町豊秋	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
高木1	御船町高木	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
高木2	御船町高木	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小路	御船町木倉	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

秋只2	御船町豊秋	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
秋只3	御船町豊秋、御船町陣	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
河内13	御船町木倉	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
河内14	御船町木倉	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
河内15	御船町木倉	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

(別図1から別図13までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第835号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市天草町福連木字井立3417番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井立3417番1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第836号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	下益城郡美里町石野 503番1地先から 同所 255番1地先まで	前	4.6 ~ 12.2	491.7	単道改
			後	8.7 ~ 28.3		

- 2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)11月25日

熊本県告示第837号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁山鹿線	玉名郡和水町和仁字赤四郎 38番地先から 玉名郡和水町東吉地字高倉 925番1地先まで	前	7.4 ～ 21.6	804.7	活力創 出基盤 交付金
			後	9.9 ～ 26.8		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)11月25日

熊本県告示第838号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大宮地宮地岳線	天草市新和町大宮地 4833番地先から 同所 4833番地先まで	前	9.3 ～ 12.4	50.0	単河海 維
			後	9.3 ～ 16.2		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)11月25日

熊本県告示第839号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字女島字狸山 2911番地先から 同所 2911番地先まで	12.1	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)11月30日

熊本県告示第840号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦	葦北郡津奈木町大字福浜字柳迫	9.9	災害復旧

線	4 1 6 0 番地先から	工事
同所	4 1 6 0 番地先まで	

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)11月30日

熊本県告示第841号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字女島字大丸 4 2 1 番 2 地 先 从 ち 同 所 4 2 1 番 2 地 先 まで	14.0	災害復旧工事

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)11月30日

熊本県告示第842号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川御領線	天草市五和町大字御領字北鳥越 2 4 2 9 番 1 地 先 从 ち 同 所 2 4 2 9 番 1 地 先 まで	前	4.6 ～ 6.1	60.0	単道改
			後	5.3 ～ 8.0		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)11月25日

熊本県告示第843号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市津留字荒谷1635番、1636番、1657番、1669番、1672番、1673番1、1673番2、1684番1から1684番3まで、1685番1から1685番3まで、1686番1、1686番2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒谷1635番・1636番・1657番・1669番・1672番・1673番1・1686番1(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。
。)

熊本県告示第844号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年（2022年）11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11626497380	種畜の名前の変更	多恵福重	福百合
22243010012	種畜の名前の変更	サクラシルバー	凜受
22201150005	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市泗水町永4018 西田裕誠	北海道河東郡音更町駒場並木8番地1 独立行政法人 家畜改良センター十勝牧場

熊本県告示第845号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年（2022年）11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者
7月12日 (火)	31943020011 31943020077	155頭	豚	2級	全農畜産サービス西日本原種豚場
	32043020004 32043020007				
	32043020009 32043020010				
	32143020003 32143020004				
	32143020005 32243020001				
	32243020002 32243020003				
	32243020004 32243020005				
	32243020006 32243020008				
	32243020009 32143020006				
	32143020008 32143020010				
	32143020011 32243020010				
	32243020011 32243020012				
	32243020013 32243020014				
	32243020016 32243020017				
	31743020021 31843020018				
	31943020037 31943020042				
	31943020055 31943020067				
	32043020049 32043020053				
	32043020055 32043020062				
	32043020064 32003060033				
32003060023 32043020072					
32143020014 32043020088					
32043020091 32043020092					
32043020094 32143020015					
32043020095 32143020021					
32143020022 32143020023					
32143020024 32143020031					
7月12日 (火)	32143020032 32143020033		豚	2級	全農畜産サービス西日本原種豚場
	32243020019 32143020035				
	32143020042 32143020045				

	32143020046 32143020047 32143020048 32143020049 32143020050 32143020056 32143020057 32143020058 32143020060 32143020061 32143020062 32143020063 32143020064 32143020065 32143020070 32143020072 32143020073 32143020074 32143020076 32143020077 32143020078 32143020079 32143020080 32243020083 32143020081 32143020084 32143020085 32143020086 32103060041 32103060042 32243020020 32243020021 32243020022 32243020023 32243020024 32243020025 32243020026 32243020027 32243020028 32243020029 32243020030 32243020031 32243020032 32243020033 32243020034 32243020035 32243020036 32243020037 32243020038 32243020039 32243020040 32243020041 32243020042 32243020043 32243020044 32243020045 32243020046 32243020047 32243020048 32243020049 32243020050 32243020051				
7月12日 (火)	32243020052 32243020053 32243020054 32243020055 32243020056 32243020057 32243020058 32243020059 32243020060 32243020061 32243020062 32243020087 32243020064 32243020065 32243020066 32243020067 32243020068 32243020069 32243020070 32243020071 32243020072 32243020073 32243020074 32243020075 32243020076 32243020077 32243020078 32243020079 32243020080 32243020081 32243020084 32243020085 32243020086		豚	2級	全農畜産サー ビス西日本原 種豚場

公 告

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く久木野村土地改良区理事長光永政敏から令和4年(2022年)10月14日付けで申請のあった定款の変更については、令和4年(2022年)11月16日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第812号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量、水準測量、現地測量、UAVレーザ測量、路線測量)	令和4年(2022年)11月1日から 令和5年(2023年)2月28日まで	大津町、合志市

熊本県公告第813号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設(以下「中核拠点施設」という。)
- (2) 場所
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5435番1ほか
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 102,671.51平方メートルのうち、約40,000平方メートル
イ 主な建物 体験・展示施設(木造及び鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上1階建、延床面積1,210.29平方メートル)
- (4) 施設の概要
ア 体験・展示施設(シアタールーム、展示室1、展示室2、展示室3、交流ラウンジ、事務室、館長室兼応接室、書庫、更衣室、トイレ、授乳室、各機械室等)
イ 屋外震災遺構(旧東海大学阿蘇校舎1号館及び地表地震断層)、芝生広場、駐車場等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 平成28年熊本地震に関する資料の収集、保管及び展示業務
- (2) 平成28年熊本地震に関する学習活動の場の提供に関する業務
- (3) 中核拠点施設にある震災遺構(旧東海大学阿蘇校舎1号館及び地表地震断層)の管理及び展示並びに当該震災遺構の解説業務
- (4) 平成28年熊本地震による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るために必要な業務
- (5) 中核拠点施設の使用の許可に関する業務(行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。)
- (6) 中核拠点施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (7) その他中核拠点施設の管理運営上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

令和5年(2023年)7月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

4 参加資格

- 次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続を行っていないこと。また、手形交換

- 所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して参加する場合は、次の事項に該当すること。
- ア グループを構成する法人等の中から熊本県に対する窓口として代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 5(1)ウからクまで及びケ(ウ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで(2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
- 申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定お、熊本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
 指定管理申請書(熊本県公の施設の指定管理の指定の手続に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第46号)別記様式)
- イ 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)
- ケ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)の写し
- (ウ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書
- (2) 申請書の提出先
 熊本県観光戦略部観光交流政策課(熊本県庁行政棟本館7階)
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号096-333-2011(直通)
- (3) 提出期間
 令和4年(2022年)12月19日(月)から令和4年(2022年)12月26日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
 正本1部、副本10部(副本については、写しで可)
- 6 指定管理候補者の選定
 観光戦略部指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、最終的に熊本県において、指定管理候補者を選定する。
 なお、選考委員会では、熊本県が別に定めた審査基準に基づいて各委員が審査及び採点を行い、選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の交付
 5(2)に掲げる場所で、令和4年(2022年)11月25日(金)から令和4年(2022年)12月26日(月)までの間に交付する。
- 8 現地説明会
- (1) 日時
 令和4年(2022年)12月2日(金)午前10時
- (2) 場所
 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の体験・展示施設予定地(阿蘇郡南阿蘇

- 村大字河陽5435番1)
- (3) その他
 現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を別に定める様式により令和4年(2022年)11月30日(水)午後3時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
 5(2)に同じ。

熊本県公告第814号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により高森町から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和4年(2022年)11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ドラッグコスモス高森店
 阿蘇郡高森町大字高森字豆塚前2078番1 外
- 2 高森町から聴取した意見の概要
 周辺住民から、店舗開店による生活環境の変化について苦情があった場合は、適切に対応すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課
 令和4年(2022年)11月25日から令和4年(2022年)12月25日まで